

令和7年6月1日  
名古屋市交通局

デジタルデータを活用した鉄筋出来形計測・配筋検査の試行について  
(お知らせ)

所定の性能を有するデジタルカメラ等を用いて、鉄筋コンクリート構造物の鉄筋組立時の配筋状況を撮影し、その画像データから鉄筋間隔・鉄筋径等を計測する技術を活用することにより、品質管理の高度化や施工現場の省力化・省人化が進んでいます。

名古屋市交通局においても受発注者の作業効率化を図るため、下記の通り試行します。

記

1 対象工事

名古屋市交通局発注の工事のうち、『鉄筋の出来形管理』を行う工事で、受注者が試行実施を希望し発注者が承諾した工事を対象とする。

2 実施要領

以下に示す国土交通省の要領を準用する。

(デジタルデータを活用した鉄筋出来形計測・配筋検査を行う際には最新の基準を確認すること)

【土木】

- ・デジタルデータを活用した鉄筋出来形計測の実施要領(案)(令和5年7月)

【営繕】

- ・官庁営繕事業の建設現場におけるデジタルデータを活用した配筋検査試行要領(令和5年3月)

3 費用の計上

受注者の希望により行うことを基本とするため、デジタルデータを活用した鉄筋出来形計測・配筋検査にかかる費用については、全額を受注者の負担とする。

#### 4 設計図書の優先適用

『鉄筋間隔・鉄筋径等の確認時期』及び『鉄筋間隔の出来高管理の基準』については、設計図書の定めに基づき行うものとする。

このほか、『(2) 実施要領』に示す国土交通省の要領に定められていない事項についても設計図書の定めによるものとする。

#### 5 適用対象

令和7年7月1日以降に契約する工事に適用する。

(令和7年6月30日以前に契約した工事においても、受発注者間の協議により実施可能であることが確認できた場合は、適用対象とすることができるものとする。)